

「地縁による団体」の認可手続きについて

(自治会・町内会の法人化について)



自治会・町内会にて「法人化」を検討される際は、まず事前にご相談ください。

平塚市 市民部 協働推進課

目 次

1	制度の趣旨	1
2	対象となる団体	1
3	認可の要件	2
4	申請の事前準備	2
5	認可申請手続き	5
6	認可、告示について	7
7	証明書の交付と不動産登記について	7
8	認可、告示後の各種手続について	7
9	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について	8
10	その他	9

<資料編>

○	認可申請書（様式1）	10
○	保有資産目録（様式2）	11
○	保有予定資産目録（様式3）	12
○	規約変更認可申請書（様式4）	13
○	告示事項変更届出書（様式5）	14
○	自治会（町内会）規約（会則）の作り方	15
参考	自治会・町内会の法人化及び不動産登記までの流れ	21

1 制度の趣旨

これまで自治会・町内会は、「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を持ってなかったことから、自治会館等の財産を持っている場合、当該団体の名義での不動産登記が不可能でした。

そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の共有名義としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

この認可制度は、このような問題を解消するため、不動産を保有又は保有を予定している自治会・町内会に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記等を可能にしようとするものであり、平成3年4月2日の地方自治法の改正により新たに創出された制度です。

2 対象となる団体

この制度は、不動産等の財産を保有又は保有を予定している団体で、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁による団体」といいます。）、いわゆる自治会・町内会を対象としています。

したがって、次のような団体は対象となりません。

- **活動の目的が特定されている団体**
（例）スポーツ団体や環境美化活動団体など。
- **構成員となるために住所以外の特定の条件が必要な団体**
（例）老人会や子ども会（年齢の制限）、女性団体（性別の制限）など。
- **不動産等の財産を保有しておらず、また保有する予定もない団体**

3 認可の要件

地縁による団体として認可を受けるためには、次の4つの要件（①～④）を満たすことが必要です。

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者（※）が現に構成員となっていること。

※ 原則として過半数（P5「構成員名簿」参照）

- ④ 規約を定めていること。

4 申請の事前準備

自治会・町内会等の地縁による団体が、法人格を得るための認可の申請を行うに当たっては、当該団体の規約に基づき招集された総会において、認可を申請する旨の議決（「権利能力なき社団」である自治会・町内会が「法人」となる旨の意思の決定）を行う必要があります。したがって、総会招集手続等を定めた規約が現在の自治会・町内会において整備されていない場合には、この点の整備をまず行う必要があります。

その上で、次の4項目（①～④）についてあらかじめ準備をしておいてください。

① 規約の整備（規約上、定められていない事項について）

・ 目的

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術などの特定活動だけでなく、広く地域的な共同活動を行うものである必要があります。ただし、その活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

・ 名称

名称について、特に制限はありません。「○△自治会」「△○町内会」といった名称でよいと解されます。ただし他の法令に抵触しないことに留意してください。例えば商工会、社団・財団法人、公団といった名称を、地縁による団体である自治会・町内会の名称とすることはできません。

・ 区域

区域については、住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町又は字及び地番又は住居表示番号で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。

なお、河川や道路などで区域を規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付してください。

・ 主たる事務所の所在地

特に制限はありません。これが当該地縁による団体の正式な住所となります。代表者の自宅に置く、あるいは自治会館等の集会施設に置く、とするのが一般的です。

・ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を構成員の資格として定めることは認められません。

- ・ **代表者に関する事項**

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。

- ・ **会議に関する事項**

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項を規定します。

- ・ **資産に関する事項**

保有財産の構成、取得、処分の方法及び管理方法等を規定します。また、財産目録の作成が義務付けられています。

② **構成員の確定**

構成員を明確にするため、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員全員の名簿を添付することが要件となっています。

③ **代表者の決定**

認可申請は、当該地縁による団体の代表者が行うことになっており、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

④ **不動産等の資産の確定**

保有財産を明確にするため、申請前の総会において資産の確定をしておく必要があります。なお認可申請には保有資産目録（または保有予定資産目録）の添付が要件となっています。

5 認可申請手続き

当該地縁による団体の代表者が、平塚市長（事務担当は協働推進課）に申請します。申請時に提出していただく書類等は次のとおりです。

□ 認可申請書（様式1）

代表者の押印は認印で結構です。また、認可申請書を提出する日を申請年月日として記入してください。

□ 規約（上記4-①の事項を定めたもの）

規約の内容は、認可要件の判断の主要な部分を担っており、地縁による団体の組織・活動のあり方を律するものとして重要な位置づけをなすものです。

「法人化」に向け改正または新規に作成する場合には、添付資料の「自治会（町内会）規約（会則）の作り方」を参考にしてください。

□ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長と議事録署名人（原則2名）の署名押印のあるもの。

□ 構成員名簿

認可申請する地縁による団体に加入している全員の住所、氏名が記載されているもの。名簿に記載するのは世帯単位（世帯主のみ）ではなく、構成員全員の個人名（世帯員も含む）であることに留意してください。

なお、申請には当該地縁による団体が存する地域住民の相当数（原則として過半数）の構成員が必要です。

□ **保有資産目録**（様式2）又は**保有予定資産目録**（様式3）

申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にとっては保有資産目録、申請時には不動産又は不動産に関する権利等を保有しておらず、将来これらを保有することを予定している団体にとっては、保有予定資産目録となります。

□ **その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類**（過去3ヵ年程度の総会資料）。

□ **申請者が代表者であることを証する書類**

地縁による団体の代表者が申請者となります。このため代表者を選出する議決を行なった総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人（原則2名）の署名・押印のあるもの、及び選出された本人が代表者になることを受諾した旨の承諾書等の写しで、代表者本人の署名・押印のあるものが必要です。

□ **規約で定める区域を示した図面、及び字名、地番、住居表示等の当該区域を具体的に記載したもの。**

6 認可、告示について

認可申請受理後、内部審査を経て法人として認可され、市長が告示します。

認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」といいます。）としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、先に掲げた4つの認可要件（3-①～④）のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可は取り消されます。

7 証明書の交付と不動産登記について

認可地縁団体である旨の証明書については、認可地縁団体証明書交付請求書にて請求していただき、地縁団体台帳の写しをもって交付されます。

証明書発行の手数料は300円です。

認可地縁団体が保有する不動産の登記には、この証明書の添付が必要となります。なお、不動産登記の手続きについては法務局（※）にご確認ください。

※ 横浜地方法務局西湘二宮支局 電話：70-1102（代表）

8 認可、告示後の各種手続について

認可地縁団体として告示された後、規約や告示事項（名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所等。）に変更が生じた場合、代表者は変更があった旨を市長に対し速やかに届出を行う必要があります。

① 規約を変更した場合

規約変更認可申請書（様式4）に次の添付書類を添えて提出してください。

- ・ 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ・ 規約変更を総会で議決したことを証する書類

② 告示事項を変更した場合

告示事項変更届出書（様式5）に次の添付書類を添えて提出してください。

- ・ 会長就任承諾書（会長の変更がある場合。）
- ・ 総会資料
- ・ 議事録の写し（議長と議事録署名人の署名押印のあるもの。）

届出に基づき、告示事項に変更があった旨の告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できません。

また、認可地縁団体を解散した場合（破産した場合を除く）及び清算終了の場合にも、所要の事項を告示することとなっています。

9 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

地方自治法が改正され、平成27年4月1日から、認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合等、一定の手続きを経ることで、認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする特例制度が設けられました。

詳しくは、協働推進課までお問い合わせください。

10 その他

認可地縁団体は、認可を受け法人格を取得したことにおいて法的な位置付け及び取扱いは変わりますが、住民の自発的な意思に基づく任意団体としての団体自身の性格等は全く変わるものではありません。本市等行政機関との関係も同様です。また、各種税金についても基本的には認可前と変更はありませんが、個別的詳細については各担当窓口（※）にお問い合わせください。

- ※ 平塚税務署 電話22-1400（代表）
- ※ 平塚県税事務所 電話22-2711（代表）
- ※ 平塚市市民税課 電話21-8766（直通）
- ※ 平塚市固定資産税課 電話21-8768（直通）

<資料編>

〔様式 1〕

平成 年 月 日

(提出先)
平塚市長

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名称
所在地

代表者の氏名及び住所

氏名
住所

印

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

[様式 2]

保有資産目録

(平成 年 月 日現在)

地縁による団体の名称

1 不動産

所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

3 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

[様式 3]

保有予定資産目録

(平成 年 月 日現在)

地縁による団体の名称

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

〔様式 4〕

平成 年 月 日

(提出先)
平塚市長

地録による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名 ⑩

住 所

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

〔様式 5〕

平成 年 月 日

(提出先)

平塚市長

地録による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

ⓐ

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(別添書類)

- 1 会長就任承諾書（会長の変更がある場合）
- 2 総会資料
- 3 議事録（議長と議事録署名人の署名押印のあるもの）の写し

自治会（町内会）規約（会則）の作り方

規約（会則）は自治会（町内会）活動の基本となるとりきめです。会員の総意が得られ、地域の実情にあった規約（会則）を作りましょう。

ここに掲げる規約（会則）は一例ですが、これは自治会（町内会）が「地縁による法人格」を得るための認可の要件を備えた規約（会則）例です。

〇〇自治会（町内会）会則

第一章 総 則

（目 的）

第1条 本会は、次の各号に掲げる地域的な共同活動等を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (5) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（名 称）

第2条 本会は、〇〇〇会と称する。

（区 域）

第3条 本会の区域は、平塚市△△町×番□号から××番〇〇号までの区域とする。
（主たる事務所）

第4条 本会の主たる事務所は、神奈川県平塚市△△町×番☆号に置く。

第二章 会 員

（会 員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

（会 費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入 会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退 会)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
- (2) 本人より〇〇に定める退会届が会長に提出された場合。

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第三章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 〇人
- (3) その他の役員 〇人
- (4) 監 事 〇人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の実務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行についての不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第四章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎会計年度終了後〇箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集等)

第17条 総会は会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議会の議決)

第20条 議会の議事は、この規約の定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) ○○○○○○○○
- (2) ×××××××

(総会の書面表決等)

第22条 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第五章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

- 2 役員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって、構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めるよう努めるものとする。

- 2 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第七章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の同意を得、かつ、平塚市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解 散)

第37条 本会は、地方自治法 第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第八章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委 任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が定める。

附則

1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。

2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

自治会・町内会の法人化及び不動産登記までの流れ

事前相談

「法人化」を検討される際は、まず事前に市役所協働推進課にご相談ください。

電話番号 0463-21-9618（直通）



定期総会又は臨時総会の開催

総会で決める内容…①認可を申請する旨の議決 ②規約の改正 ③構成員の確定
④代表者の決定 ⑤不動産等の資産の確定



認可申請

申請に必要なもの…①認可申請書 ②規約 ③認可を申請する旨を決定した総会の議事録の写し ④構成員名簿 ⑤保有資産目録又は保有予定資産目録 ⑥過去3カ年程度の総会資料 ⑦申請者が代表者であることを証する書類 ⑧規約で定める区域を示した図面及び字名、地番、住居表示等の当該区域を具体的に記載したもの



認可

認可申請受理後、内部審査を経て法人として認可されます。



告示

認可を受けた自治会・町内会（認可地縁団体）は市長が告示をします。
認可地縁団体の法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなるので、法務局への法人登記は不要です。



認可地縁団体証明書の申請及び交付

認可地縁団体が保有する不動産を登記するためには「認可地縁団体証明書」が必要です。
（証明書発行の手数料は300円です）



不動産登記

不動産登記の手続きについては、法務局へご確認ください。

横浜地方法務局西湘二宮支局（所在地 中郡二宮町二宮1240番地1）

電話番号 0463-70-1102

自治会・町内会の法人化についての問い合わせ先

平塚市 市民部 協働推進課 地域自治推進担当

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号

Tel：0463-21-9618（直通） Fax：0463-21-9756

E-mail：kyodo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

平成27年7月改訂